

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

URL http://rokyo.net

健康保険料率の変更・報酬月額上限引き上げについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、平成28年3月(4月末納付分)から社会保険料率が変わりますのでお知らせ致します。

毎月の給与からの保険料徴収については、従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、今後の給与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成28年3月 から 平成28年8月 までの社会保険料 (本人負担分)

健康保険料

兵庫県内事業所 ... 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 5.035%

変更

大阪府内事業所 ... 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 5.035%

変更

介護保険料

... 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 0.79%

今回変更なし

(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料

... 賞与支給額 (千円未満切捨て) × 8.914%

今回変更なし

※ 健康保険料・介護保険料について、健康保険組合・厚生年金基金に加入している事業所は上記の料率と異なる場合があります

なお、賞与の上限については、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円 が上限となります。

28年4月から健康保険料の標準報酬月額の上限が引き上げられます

今年4月1日から健康保険料の標準報酬月額の上限の引き上げが行われます。

現在、毎月の報酬が1,235,000以上の方は、4月分保険料より健康保険料が変わります。

変更後の保険料については、改めて担当よりお知らせいたします。また、4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送付されます。今回の標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届出は不要です。

	～平成28年3月	平成28年4月～
標準報酬月額の上限	第47級 121万円	第50級 139万円
標準賞与額の上限	年度の累計540万円	年度の累計573万円

～～～ 労務協会は今年創立50周年を迎えます ～～～

労務協会では創立50周年を記念して、今年1年間様々な事業を企画しています。どうぞ、ご期待ください。

50周年記念式典 平成28年11月10日 於:都ホテルニューアルカイツ

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、
労務協会担当者まで!